

### 「モニタリング」のビジョンへの記載(案)

ビジョンの項目の1つである「モニタリング」は、令和2年度第1回検討会から議論を進めており、世界遺産管理計画で実施している既存のモニタリングを活用することを基本とし、既存のモニタリング項目、今後必要とされる項目、指標及び評価基準等の各項目を入れたモニタリング項目の過不足についてご意見を募ったところである。令和2年度第2回検討会以降にも、意見照会を行ったが、特に大きな変更点等のご意見はなかったことから、本検討会でも、引き続き世界遺産管理計画で実施している既存のモニタリングを活用することを基本とし、主にモニタリング項目の過不足についてご意見をいただきつつ、大方の合意を得て決定したい。

## 1. 本ビジョンにおけるモニタリングの考え方

本ビジョンの対象区域に含まれる屋久島世界遺産地域では、屋久島世界遺産地域管理計画（以下、「遺産管理計画」という。）が策定されており、遺産地域の自然環境及び人為の影響等について長期的なモニタリングを実施することとして、屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画（以下、「遺産地域モニタリング計画」という。）を策定し、様々な関係機関や研究者等が各種調査を実施している。そこで、本ビジョンのモニタリングは、上位計画となる遺産管理計画及び遺産地域モニタリング計画（以下「モニタリング計画」という）を踏まえることを原則として策定していく。なお、今後遺産地域モニタリング計画の見直しにあたって、本モニタリングを位置づける（ことも検討する）。

モニタリングの具体的な考え方としては、まずは管理目標を定め、提供している利用体験の質が適切であるかをモニタリングするとともに、自然環境への影響を把握し、得られたデータを分析して管理の達成状況を評価する。また、その結果は管理手法及び山岳部の管理に反映する。また、この一連の流れは順応的管理の考え方（図1）に基づいて、継続的に実施することが重要である。

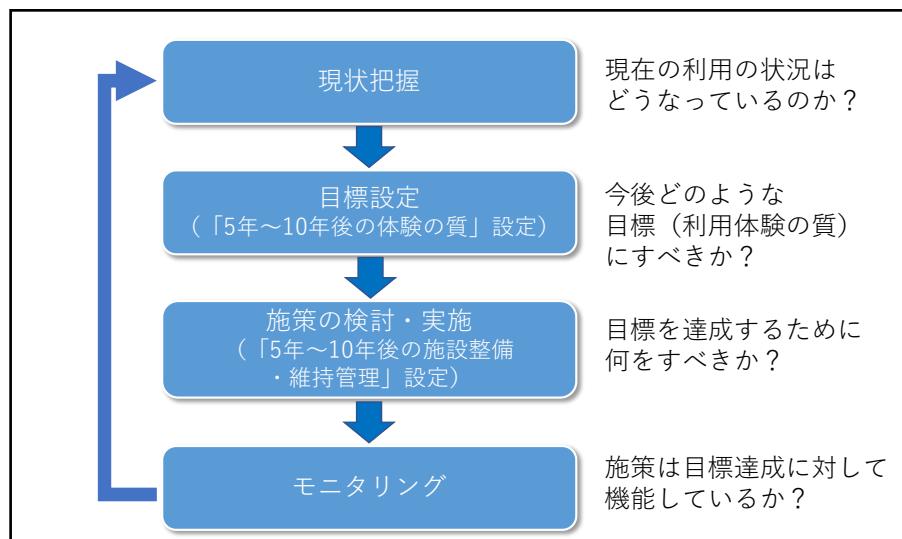


図1 順応的管理の考え方に基づいた、管理のためのプロセス

## 2. 屋久島山岳部(世界遺産地域)の既存モニタリングほか

遺産地域モニタリング計画にある既存のモニタリングの内、屋久島を訪れる観光客数及び島内での動向や意識を把握する調査は、表1に整理した。また、屋久島世界遺産地域科学委員会には報告されてはいないが、関係機関が収集・発信している屋久島への入込者数、主要山岳部の利用者数、遭難事故件数、屋久島山岳部環境保全協力金収受状況（収受率、収受金額、協議会運営費や山岳トイレに関する支出の内訳）などの情報についても、屋久島全体の利用を把握するためには必要となることから、それらを表2に整理した。

表1 世界遺産モニタリング計画で実施しているモニタリング・調査

管理目標	評価項目	モニタリング項目	ID	評価指標	評価基準	調査等の名称 及びその概要	調査年月日(記載可能なものに限る)				調査実施機関	備考
							初回	直近の調査				
Ⅲ 観光客等による利用及び人為活動等が世界遺産登録時の価値を損なっていないこと	E 観光客等による利用が適正に管理されていること	利用状況の把握	18	屋久島入島者数	—	入島者数:屋久島空港、安房港、宮之浦港	S46	H29	H30	R1	種子屋久観光連絡協議会(事務局:鹿児島県熊毛支庁)	
			19	主要山岳における登山者数	—	「登山者カウンター」 調査項目:登山者数のカウント 調査地:荒川登山口～縄文杉、淀川登山口、高塚小屋～新高塚小屋ほか	H18 H23-6 H27 H28(9箇所)	H29 (9箇所)	H30 (9箇所)	R1 (6箇所)	環境省	毎日
			20	自然休養林における施設利用者数	—	屋久島自然休養林(荒川地区及び白谷地区)	H7	H29	H30	R1	林野庁	
			21	携帯トイレ利用者数	2014年末に宮之浦岳ルートを利用する登山者(パーティ別)の60%以上、2022年までに90%以上が携帯トイレを所持すること	「屋久島山岳部携帯トイレ導入推進」 調査項目:特定の利用集中日において、アンケート調査により携帯トイレ携行率等を調査 調査地:淀川登山口	H21 H23-6 H27 H28	H29 (携行率&使用率調査)	H30 (携行率&使用率調査)	R1 (携行率&使用率調査)	環境省	1~3年毎
			23	レクリエーション利用や観光業の実態	—	調査項目:観光客の属性や利用形態及びガイドツアーの実態等の基本情報の把握 調査地:屋久島全域	H7 H15	H26	H27	—	環境省	5~10年毎

屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画との関係					調査等の名称 及びその概要	調査年月日(記載可能なものに限る)				調査実施機関	備考
管理目標	評価項目	モニタリ ング項目	ID	評価指標	評価基準	初回	直近の調査				
Ⅲ 観光客等による利用及び人為活動等が世界遺産登録時の価値を損なっていないこと	E 観光客等による利用が適正に管理されていること	24 登山道周辺の荒廃状況、植生変化	登山利用に起因する周辺植生が衰退しておらず、荒廃箇所が増加・拡大していないこと	「登山道沿いの植生モニタリング」 調査項目: 定点からの写真撮影 調査地: 屋久島中央部登山道沿い計8箇所（宮之浦岳ルート7箇所、永田岳ルート1箇所）	H22(秋) H23-5 H26 H27 H28	H29	H30	R1	環境省	毎年	
					「登山道沿いの植生調査」 調査項目: 登山道の植生調査 調査地: 屋久島中央部登山道沿い計8箇所（宮之浦岳ルート7箇所、永田岳ルート1箇所）	H22(秋)		H28	-	環境省	5年毎
		25 避難小屋トイレ周辺の水質	登山利用に伴い、水質が汚染されていないこと	「避難小屋トイレ周辺の水質調査」 調査項目: 水温、水量、pH、BOD、大腸菌数、全窒素、全リン、粪便性大腸菌検査 調査地: 避難小屋トイレ周辺の湧水及び表流水並びに避難小屋トイレ付近の水場	H20(秋) H24(秋)		H28	-	環境省	3年毎	

表2 関係機関が収集・発信している屋久島全体の利用状況等

調査項目	調査実施主体
屋久島への入込客数	<a href="#">種子屋久観光連絡協議会（事務局：鹿児島県熊毛支庁）鹿児島県熊毛支庁</a>
屋久島主要山岳部の利用者数 自然休養林への利用者数	環境省屋久島自然保護官事務所 レクリエーションの森協議会
遭難事故の詳細（屋久島全体の遭難者数） 〃（発生場所ごと遭難者数、遭難要因） 〃（自然休養林の遭難情報）	鹿児島県警察 屋久島警察署 レクリエーションの森協議会
屋久島山岳部環境保全協力金受取状況 (収受率、収受金額、 <a href="#">協議会運営費や山岳トイレに関する支出の内訳</a> )	<a href="#">屋久島山岳部保全利用協議会屋久島町</a>
路線バス（白谷雲水峡、紀元杉、荒川登山口他）までの運行状況	<a href="#">種子島・屋久島交通株</a> <a href="#">まつばんだ交通株</a> <a href="#">種子島・屋久島交通株</a>

### 3. モニタリング計画(案)

当該計画（案）は、利用体験への満足度や、利用や集中等から生じる自然環境への影響等を把握し、ルートごとに設定した、提供する利用体験の質が適切であるかどうかを総合的に評価するもの。このため、本ビジョンで定めた「屋久島登山道の利用体験ランクと整備・管理方針（別紙1）」の各項目を踏まえて、モニタリング項目及び指標を設定する。当該モニタリングの結果から、管理目標の達成状況を評価し、山岳部の管理の見直しを行うこととする。

#### 【①管理目標】

- I 利用体験ランクごとの利用者層
- II 利用に伴うリスクが把握されていること
- III 原生性に対する満足度が維持されていること
- IV 自然環境のイメージを損なわない施設設置や管理及び、ランクごとの安全に配慮された施設設置や管理がされていること

#### 【②モニタリング項目】

モニタリングの調査項目は、「屋久島山岳部の利用体験ランクと整備・管理方針（別紙1）」を評価できる項目とする。なお、既存モニタリング（表1、表2）の活用を基本とするが、これらは利用全体における体験の質や自然環境を把握することが主な目的である。このため、既存のモニタリングの他に山岳部利用者の動向や意識を把握するための新たなモニタリング項目も記載する。

表3 管理目標ごとのモニタリング内容と項目

管理目標	評価内容	モニタリング項目	指標	評価基準	既存調査の有無	実施主体	頻度	直近調査時期
I 利用体験ランクごとの利用者層	利用者層の把握 (体験ランクとの照合)	性別、年齢、登山経験、装備 ※利用者の体力や技術に適合したルート選択となることを目指す		体験ランクとの適合度●割を目指す	○	環境省	5年	R2
	利用状況の把握	屋久島入込客数			○	種子屋久観光連絡協議会(事務局:鹿児島県熊毛支庁)鹿児島県熊毛支庁	毎年	R元
		屋久島主要山岳部の利用者数	●～●人:快適 ●～●人:やや混在 ●人以上:大混雑	利用者変動の許容範囲(上限～下限)	○	環境省	毎年	R元
		自然休養林への利用者数	●～●人:快適 ●～●人:やや混在 ●人以上:大混雑	利用者変動の許容範囲(上限～下限)	○	レク森協議会	毎年	R元
		路線バス(白谷雲水峡、紀元杉、荒川登山口他)までの運行状況			○	種子島・屋久島交通㈱まつばんだ交通㈱種子島・屋久島交通㈱	毎年	R元
	ガイド利用状況の把握	ガイド同伴の有無、ガイド内容の満足度 ※ルートによっては「同伴有りが8～9割程度を目指す」とする。	同伴無し 同伴有り	同伴有りが8～9割程度を目指す	○	環境省	毎年	R元
			不満 満足	満足度が全体の●割程度を目指す				
II 利用に伴うリスクが把握されていること	危険と感じた場所や場面の把握	道迷い(迷った場所、迷いそうになった場所) ※道迷いポイントの把握と改善を図るために設ける項目。ルートによって、施設整備による改善を目指す	なし 迷いそうになった 迷った	迷いそうになったが●割以下を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
		荒天時(雨、風、雷)に感じた危険 ※情報発信に活用するための危険箇所の把握	危険感じない 感じた 大いに感じた	危険を感じたが●割以下を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
		危険を感じた場所(渡渉点、ロープ場、根の露出箇所、浸食箇所、木製歩道や階段など) ※施設整備による改善を目指すための項目	危険感じない 感じた 大いに感じた	危険を感じたが●割以下を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
		事故が起きた場面や要因の把握	転倒などケガをした場所(渡渉点、ロープ場、根の露出箇所、浸食箇所、木製歩道や階段など) ※ルートによっては施設整備による改善を目指すための項目	転倒などケガをした要因(疲労、ケガ、気候による体調悪化、持病悪化など) ※情報発信に活用するための要因把握。	× (新たな調査項目)	—	—	—
	遭難状況の把握	遭難事故の詳細(屋久島全体の遭難者数)		○	鹿児島県警察	毎年	R元	
		遭難事故の詳細(発生場所ごと遭難者数、遭難要因)		○	屋久島警察署	毎年	R元	
		遭難事故の詳細(自然休養林の遭難情報)		○	レク森協議会	毎年	R元	
III 原生性に対する満足度が維持されていること	原生性に対する利用前後の満足度	利用前の期待値	不満 普通 満足	満足が●～●割程度を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
		利用後に得られた環境に対する満足度	不満 普通 満足	満足が●～●割程度を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
IV 自然環境のイメージを損なわない施設設置や管理及び、ランクごとの安全に配慮された施設設置や管理がされていること	施設・管理の満足度等の把握	道標、解説板、道迷い防止の目印(ロープなど)の設置個所は適当か	少ない 適切 多すぎる	適切が●～●割程度を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
		避難小屋付帯トイレ、携帯トイレベースの利用しやすさ	利用しやすい 普通 利用しにくい	利用しやすい+普通が●～●割程度を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
		携帯トイレの携行率、利用率		携行率●割、利用率●割程度を目指す	○	環境省	毎年	R元
		歩道、標識の荒廃箇所数			○	環境省	5年	H28
		登山道情報の充実度	少ない 適切 多すぎる	適切が●～●割程度を目指す	× (新たな調査項目)	—	—	—
	施設整備の状況把握	登山道ごとの整備状況(木道、階段、東屋、トイレなどの設置箇所			× (新たな調査項目)	環境省で把握 (公園事業台帳)	—	—

### 【③モニタリング結果の評価及び反映】

モニタリング結果の評価にあたっては、モニタリングによって観測される指標値の変動幅の許容範囲をあらかじめ定め、その範囲を超えた場合に管理や整備に関する対応をとるものとする。ただし、評価の基準となる許容範囲は、設定あたり関係者間での合意形成や利用状況や社会状況を踏まえたものとなるため、柔軟なものとする。また、評価が適切なものとなるよう、項目の見直しは適宜行うものとする。

### 【④計画期間と見直し】

モニタリング結果は、世界遺産及び国立公園（現時点では屋久島山岳ビジョン）の管理に反映するため、遺産地域モニタリング計画の見直しに準ずることを基本とした。このため、本計画は今後10年間の中長期的なモニタリング計画とし、概ね5年毎に内容の継続・変更について検討を行うこととする。

### 【⑤モニタリング体制の構築】

利用体験の質の提供や自然環境への影響を定期的に把握し、順応的に管理するためには、モニタリング体制の構築が必要である。モニタリング体制は本ビジョン実現に向けた管理体制の一部となるため、屋久島世界遺産地域連絡会議、屋久島世界遺産地域科学委員会及びその他の様々な協議会の枠組みを活用することを基本とし、全体的なモニタリング計画に基づき、関係する機関・団体が役割分担しつつ実施することが求められる。モニタリング実施に向けた役割分担（案）を表4に整理した。

当面は、現行の遺産地域モニタリング計画を継続しつつ、地域連絡会議で遺産管理計画及び遺産地域モニタリング計画見直しの際に、本検討会で議論してきた経緯や結果を反映する。

表4 モニタリング実施に向けた役割分担（案）

役割	実施主体
モニタリング計画の策定と実施	関係機関（九州地方環境事務所、九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町）
得られたデータを分析・評価	屋久島世界遺産地域科学委員会
結果を管理の改善に反映	関係機関（九州地方環境事務所、九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町）

### 【⑥実施する上での留意点】

実施にあたっては、関係団体、関係機関、有識者と連携・協力を図り行う。得られた結果は、科学委員会の助言を得るものとする。

## 屋久島登山道の利用体験ランクと整備・管理方針

※平成30年度第4回検討会で合意(2019/1/14)

※令和2年度追記注「令和2年度の検討会での議論の結果を反映して、平成30年度作成合意した記述に追記」(2021/2/17)

		<p><b>&lt;基本的事項&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用体験ランクとは、「ビジョンと基本方針」の「未来像・目標（50年後の目指す姿）」を踏まえて、5~10年後に「どのような利用者にどのような体験をしてもらいたいか」という視点から、利用体験の質を5段階に区分し、ルートごとにランクを当てるものである（※H30年度合意。詳細はビジョンP16~参照）</li> <li>本方針は、利用体験ランクごとの体験の質の担保と自然環境の保全を目的に、想定される利用者やリスク、環境などについて設定したものである（※H30年度合意）</li> <li>各ルートの整備の考え方方は本方針に基づくことを基本とするが、利用体験ランクが異なる様々なルートが重複する区間もあるため、具体的な整備・管理方針の内容については、利用者層、既存施設の設置状況などを踏まえ、区間ごとに検討することとし、各区間の個別の施設整備・維持管理シートによりまとめており（※記載に向け検討中）</li> </ul> <p>★個別の施設整備・維持管理シートの記載内容は、残りの検討会や整備・管理に携わる関係者等の協議を踏まえ固めていく。（一施設整備・維持管理シートが作成された段階で削除予定）</p>																			
屋久島山岳部を利用する上で求められる事項 (屋久島の山の文化に対する配慮)		屋久島の山は、現代においても山岳信仰が受け継がれている「聖地」 屋久島の自然の厳しさを認識した上で、山への畏敬の念や感謝、遠慮の心を持っての利用が求められる																			
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">利 用 体 験 ラ ン ク</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市的</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原生的</td> </tr> </tbody> </table>					利 用 体 験 ラ ン ク					1	2	3	4	5	都市的				原生的
利 用 体 験 ラ ン ク																					
1	2	3	4	5																	
都市的				原生的																	
1	想定される利用体験の質	屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート	屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート	屋久島山岳部の自然を体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的かつ莊厳な自然を深く体感できる登山道															
2	利用者	想定される利用者	一般観光客	ハイカー・登山入門者	登山者	豊富な経験を有する登山者															
		想定される行程	半日未満	日帰り（半日~一日）	日帰り（一日）	一日以上															
		装備（靴）	歩行に適した靴（サンダル・ハイヒール等不可）	トレッキングシューズ	トレッキングシューズ・登山靴（ある程度の防水性、足首のホールド性があるもの）	登山靴（防水性が高く、足首がホールドされるもの）															
		登山装備（悪天候時や道迷い等の備え）	雨除け対策（登山用レインウェア）	一般的な登山装備（登山用レインウェア） 非常食 道迷い対策（地図・コンパスなど） ヘッドライト	一般的な登山装備（宿泊装備含む） 行程変更対策（非常食、シェルト等） 道迷い対策（地図・コンパス・GPS） ヘッドライト 救急セット	一般的な登山装備（宿泊装備含む） 行程変更対策（非常食、エマージェンシーシート、シェルト等） 道迷い対策（地図・コンパス・GPS） ヘッドライト 救急セット															
		想定されるリスクと対策の方針	道迷い	道迷いの発生防止を最優先とした整備・管理とする。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	道迷いの発生に関して一定のリスクを伴うが、自然の雰囲気の保持を優先させた整備・管理とする。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	自然の雰囲気の保持を最優先とした、道迷いの発生を防止するための必要最低限の整備・管理とする。															
			路面状況による転倒などのケガ	転倒の発生等の防止を最優先とした整備・管理とする。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	自然の雰囲気の保持よりも、転倒の発生等の防止を優先させた整備・管理とする。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	自然の雰囲気の保持を最優先とした、転倒の発生等を防止するための必要最低限の整備・管理とする。															
			荒天時のリスク（渡渉点の増水・大雨や霧による視界不良などによる行程変更）	荒天時にも安全に避難・待機することが可能な整備・管理を行う。	利用者自らの能力・装備・経験による対処を基本とし、既存の避難小屋や一部の休憩ベース以外に荒天時のリスクに対する整備は行わず、管理は必要最低限とする。	利用者自らの能力・装備・経験による対処を基本とし、既存の避難小屋以外に荒天時のリスクに対する整備は行わず、管理は必要最低限とする。															
4	利用の頻度・利用の容易さ	人との出会い（繁忙期を除く）	常に人に出会い、時に渋滞が起きる。数十名の団体利用も想定される。	しばしば人に出会う。	時々（1時間に数回程度）人に出会う。	稀に（1日に数回程度）人に出会う。															
		アクセス	バス・レンタカー等で容易に到着できる。	バス・レンタカー等で容易に到着できる。	舗装路を利用して、車両で到着できる。 場所によっては、未舗装路を利用の場合もある。	未舗装路・悪路を利用して車両で到達する。 場所によっては徒歩での到達可能な場合もある。															
5	環境	自然らしさ（人工物の状況）	安全性・快適性のため、人工的な構造物が頻繁に設置されている環境	安全性・快適性のため、人工的な構造物が適所に設置されている環境	安全性・快適性のための人工的な構造物が少なく、自然の雰囲気の保持が優先された環境	人工物がほとんど無い、原生的な自然を感じられる環境															
		音	人工音（自動車の走行音等）が聞こえる場合がある。	人工音（自動車の走行音等）が聞こえる場合がある。	まれに人工音（自動車の走行音等）が聞こえる場合がある。	静かで、ほぼ自然音のみが聞こえる。															
6	施設	道の歩きやすさ（路面・木道の整備）	ぬかるんでいる場所、木の根や石で滑りやすい場所、傾斜がある場所等には、歩きやすいよう木道・階段等を設置する。	地面を歩くことを基本とするが、木の根・石・斜面などの滑りやすい場所には、必要に応じて木道・階段等を設置する。	地面を歩くことを基本とし、特に滑りやすい部分や急斜面等には必要に応じて規模な木道を設置する。	路面の整備、木道の設置を行わないことを基本とする。															
		橋・渡渉点の対応	渡渉しなくてよいように、橋等を設置する。	・渡渉しなくてよいように、必要に応じて簡易な橋を設置する。 ・橋を設置しない場合、渡渉点が増水した際は管理者の判断で利用を制限することがある。	対策を行わないことを基本とし、渡渉が必要な場合がある。必要に応じてロープやワイヤーを設置する。 (渡渉の可否について利用者自らが判断することを基本とする)	対策を行わないことを基本とし、渡渉が必要な場合がある。 (渡渉の可否について利用者自らが判断することを基本とする)															
		トイレ・携帯トイレベースの設置	必要な箇所に階段等を設置する。	必要な箇所に階段等はしご等を設置する。	必要な箇所にロープや鎖を設置する。	必要な箇所に最低限のロープや鎖を設置する。															
		トイレスペースの設置	出入口に男女別のトイレを設置する。 距離・入込者数等の必要に応じて、区間に適宜トイレを設置する。 (処理の方法は状況による)	出入口に男女別のトイレを設置する。 距離・入込者数等の必要に応じて、区間に適宜トイレを設置する。	区間に必要な距離の携帯トイレベースを設置する。設置の際は自然の雰囲気の保持に配慮する。	トイレ・携帯トイレベースを設置しない。 屋外での携帯トイレ使用を基本とする。															
		休憩施設・ベンチ	雨除け可能な東屋を適所に設置する。 ベンチを一定間隔で設置する。	ベンチ・休憩スペースを適所に設置する。 必要に応じて雨除け可能な東屋の設置する。	必要に応じて最低限の休憩スペースを設置する。 避難小屋やその周辺のスペースを利用する。	設置しない。	設置しない。														
		宿泊施設	山での宿泊の想定無し	山での宿泊の想定無し	山での宿泊の想定無し	避難小屋 避難小屋周辺でのテント泊	宿泊施設、避難小屋及びテント場は設置しない。 (他ルートの避難小屋利用を想定)														
		・区間ごとの具体的な整備にあたっての考え方	本方針を基本とし、利用者層、既存施設の設置状況などを踏まえ、各区間の個別の施設整備・維持管理シートに具体的な内容を記載するものとする。																		
7	管理	案内	入口及び分岐点・立ち寄り地点の要所に設置（道の案内・地図等）	入口に設置（登山道のランクを明記して、注意喚起）	入口に設置（登山道のランクを明記して、注意喚起）	簡単なものを入口に設置（登山道のランクを明記して、注意喚起）	簡単なものを入口に設置（登山道のランクを明記して、注意喚起）														
		道標	分岐点及び一定区間ごとに設置	分岐点及び一定区間ごと（頻度は中程度）に設置	分岐点及び必要に応じて区間に最低限の設置	分岐点にのみ設置															
		規制・注意	入口に注意点を明記。 全ての規制・危険箇所に設置。	入口に注意点を明記。 必要に応じて規制・危険箇所に最低限の設置。	入口に注意点を明記。 必要に応じて規制・危険箇所に最低限の設置。	入口に特筆すべき注意点を明記。 区間内では設置しないことを基本とするが、特に危険な箇所については、必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	入口に特筆すべき注意点を明記。 区間内では設置しないことを基本とするが、特に危険な箇所については、必要に応じて目印（テープ等）による注意喚起を行う。														
		解説	優れた景観、特微的な植物等、文化的な施設等に関する、入口の案内標識等で解説する。 また、上記が存在する箇所に解説板を設置する。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	特に優れた景観、特微的な植物等、文化的な施設等に関する、入口の案内標識等で解説する。 また、上記が存在する主な箇所に必要最低限の解説板を設置する。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	特に優れた景観、特微的な植物等、文化的な施設等に関する、入口の案内標識等で解説する。 また、上記が存在する主な箇所に必要最低限の解説板を設置する。（整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮）	特に優れた景観、特微的な植物等、文化的な施設等に関する、入口の案内標識等で解説する。 ※各箇所には設置しない。	特に優れた景観、特微的な植物等、文化的な施設等に関する、入口の案内標識等で解説する。 ※各箇所には設置しない。														
		ルートの誘導・ルート外へ出ないようにするための規制	・ルートが明瞭な状態とする。 ・不明瞭な箇所においては、柵、ロープ、木道等により歩行可能な場所が明瞭な状態とする。	・ルートが明瞭な状態とする。 ・不明瞭な箇所でルート外に利用者が逸出する可能性がある区間ではロープ等によりルートが判別できる状態とする。	ルートが明瞭な区間での誘導は行わない。 ルートが不明瞭な区間では、必要最低限の間隔で誘導のための目印（テープ等）が設置された状態とする。	区間内のルートの誘導は行わない。 ルートが特に不明瞭な区間では、必要最低限の間隔で誘導のための目印（テープ等）が設置された状態とする。	誘導のための目印（テープ）は、他の目的のものと混同せず、視認性が高いものを用いる。														
		危険木（倒木や落枝の恐れのある木）の処理	定期的に危険木の有無を確認する。 基本的に伐採又は枝落し等の処理を行い、当該処理ができない場合には簡易看板等による注意喚起を行う。	必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	対策を行わないことを基本とするが、特に危険な木については、必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	対策を行わないことを基本とし、ルートの入口での注意喚起など、必要最低限の箇所に留めるものとするが、特に危険な木については、必要に応じて目印（テープ等）による注意喚起を行う。	危険木明示のための目印（テープ）は、誘導目的のものと混同しないものを用いる。														
		倒木の処理	巡回時に倒木があった場合、速やかに処理する。ルート上に倒木等が無い状態を保つ。	巡回時に倒木があった場合、速やかに処理する。ルート上に倒木等が無い状態を保つ。	巡回時に状況を確認する。 状況に応じて倒木の処理を行い、通行可能な状態とする。	巡回時に状況を確認する。 通過できる程度の必要最低限の処理を行う。	巡回時に状況を確認する。 倒木迂回による帰路への影響、倒木乗り越え時の危険、倒木による道迷い、倒木が登山道保全に影響がある場合のみ、周辺環境への影響がない方法で処理を行う。														
		草木の刈り払い	必要に応じて定期的に刈り払いを行い、草木が通行の妨げとならない状態を保つ。	必要に応じて定期的に刈り払いを行い、草木が通行の妨げとならない状態を保つ。	巡回時に状況を確認する。 自然の雰囲気の保持を優先しつつ、必要に応じて必要な箇所の刈り払いを行い、通行可能な状態とする。	巡回時に状況を確認する。 周生的な自然の雰囲気の保持を優先とし、必要に応じて、通過できる程度の最低限の管理とします。	巡回時に状況を確認する。 周生的な自然の雰囲気の保持を優先とし、必要に応じて、通過できる程度の最低限の管理とする。														
		巡回の頻度	1日に1回程度実施	1週間に1回程度実施	1ヶ月に1回程度実施	年に1・2回程度実施	年に1回程度実施														

【ランクを問わず必要な留意点】

※1 利用体験ランクの設定は無雪期で荒天時を除いた天候での利用時を想定しており、降雪期・積雪期や荒天時には利用に伴うリスク（渡渉点の増水や視界不良、転倒のリスク等）が想定より高くなることに留意が必要である。

※2 ランクを問わずヒルによる咬傷の可能性があるため、利用者に適切な対処をするように推奨する。